

## 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則

昭和60年10月12日  
公安委員会規則第6号

改正	昭和60年12月公安委員会規則第10号 平成14年7月公安委員会規則第11号 平成18年6月公安委員会規則第15号 平成22年3月公安委員会規則第2号 令和元年6月公安委員会規則第1号	平成6年12月公安委員会規則第15号 平成18年3月公安委員会規則第5号 平成18年11月公安委員会規則第18号 平成31年4月公安委員会規則第5号 令和3年3月29日公安委員会規則第4号
----	--	--

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則をここに公布する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和34年5月青森県条例第35号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、青森県が行う給付の支給方法及び条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害発生報告)

第2条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第2条に規定する災害が発生した場合には、協力援助が、警察官のいる場所でなされたときは協力援助を受けた警察官を指揮する所属の長が、警察官のいない場所でなされたときは当該場所を管轄する警察署長が、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、協力援助者災害発生報告書（別記様式第1号）により、速やかに報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる資料を添付しなければならない。

- (1) 現認書又は事実調査書
- (2) その他災害の発生を認定するために必要な資料  
(災害の認定等)

第3条 本部長は、前条第1項に規定する報告を受けたときは、その災害が法第2条に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定を速やかに行うものとする。

2 本部長は、前項の場合において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「令」という。）第2条及び第2条の2の規定により、県公安委員会の認定を必要とするものについては、その審議を経て措置するものとする。

3 本部長は、第1項の規定により、その災害が法第2条に規定する協力援助をしたための災害であると認定したときは、給付を受ける者に対し、災害給付通知書（別記様式第2号）により、速やかに通知するほか、必要な教示を行うものとする。令第10条の2第1項後段（令第10条の7第6項において準用する場合を含む。）、第10条の3第1項後段、第10条の4第2号若しくは第12条の2の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であった子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となった場合においても、同様とする。

(医療機関等の指定)

第4条 本部長は、法第5条第1項第1号に規定する療養給付を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行なう者をいう。以下同じ。）（以下「指定医療機関等」という。）を指定することができる。

第4条の2 令第7条の2第1項第3号の規定を準用する本部長が定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う施設に限る。）  
(休業給付を行わない期間)

第4条の3 令第13条の規定を準用する本部長が定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている期間、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている期間、労役上留置の言渡しを受けて労役場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている期間
- (2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている期間又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間  
(年金たる給付以外の給付請求及び支給決定)

第5条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）以外の給付を受けようとする者は、当該給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める給付の請求書を本部長に提出するものとする。ただし、指定医療機関等において療養を受けている場合の療養給付については、この限りでない。

- (1) 療養給付請求書（別記様式第3号）
- (2) 障害給付一時金請求書（別記様式第4号）
- (3) 介護給付請求書（別記様式第4号の2）
- (4) 遺族給付一時金請求書（別記様式第5号）
- (5) 葬祭給付請求書（別記様式第6号）
- (6) 未支給の給付請求書（別記様式第7号）
- (7) 休業給付請求書（別記様式第8号）

2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となった協力援助者の死亡（令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第7条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することのできる書類
- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に令第10条の5の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を証明することのできる書類
- (6) 請求者が令第10条の5第1項第3号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた事実を証明することのできる書類
- (7) 請求者が令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、請求者が、未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合においては、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類と同じものについては、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者(給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。)の死亡診断書、死体検案書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することができる書類又はその写し
- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
- イ 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- ロ 請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類
- ハ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた事実を証明することのできる書類
- (3) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、令第12条の2第2項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (4) 死亡受給権者が第1項又は第7条の規定による請求をしていなかったときは、当該請求を行うこととした場合に必要な書類その他の資料

5 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書(別記様式第9号)により、通知するものとする。

(療養給付及び休業給付の支給方法)

第6条 本部長は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月1回以上支給を行うものとする。

(年金たる給付の請求及び支給決定)

第7条 年金たる給付を受けようとする者は、当該給付の種類に応じ傷病給付年金請求書(別記様式第10号)、障害給付年金請求書(別記様式第11号)又は遺族給付年金請求書(別記様式第12号)を本部長に提出するものとする。

2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となった協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書その他協力援助者の死亡の事実を証明することができる書類又はその写し
- (2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することのできる書類
- (4) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を証明することのできる書類及び資料
- (5) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が令第9条第1項第4号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料
- (6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を証明することのできる書類

3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により、通知するものとする。

(金融機関の届出等)

第8条 年金たる給付を金融機関で受け取ることを希望する者は、年金受給金融機関届出書(別記様式第14号)を本部長に提出するものとする。

2 前項に規定する届出をした者が、当該届出に係る金融機関を変更する場合には、年金受給金融機関変更届出書(別記様式第15号)を速やかに本部長に提出するものとする。

(協力援助者年金証書)

第9条 本部長は、第7条第3項に規定する通知を行うときは、協力援助者年金証書(以下「証書」という。)(別記様式第16号)を交付するものとする。この場合において、協力援助者年金証書交付簿(別記様式第17号)を備え付け、交付の状況を明らかにしておくものとする。

- 2 本部長は、既に交付した証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要が生じた場合には、当該証書と引換えに新たな証書を交付するものとする。
- 3 証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、協力援助者年金証書再交付請求書（別記様式第18号）に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した証書を添えて、証書の再交付を本部長に請求することができる。
- 4 亡失により証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した証書を発見したときは、発見した証書を速やかに本部長に返納するものとする。
- 5 年金たる給付を受ける権利を喪失した者又はその遺族は、当該権利の喪失に係る証書を速やかに本部長に返納するものとする。

（障害程度の変更）

第10条 令第6条の2第4項又は令第7条第9項に規定する給付を受けようとする者は、傷病給付変更請求書（別記様式第19号）又は障害給付変更請求書（別記様式第20号）を本部長に提出するものとする。

- 2 傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障害程度の変更があった時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。
- 3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に傷病給付変更決定通知書（別記様式第21号）又は障害給付変更決定通知書（別記様式第22号）により通知するものとする。第1項に規定する請求によらないで支給に関する決定を行った場合においても、同様とする。

（年金たる給付の額の改定の通知）

第11条 本部長は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に対し、年金額変更決定通知書（別記様式第23号）により、その旨を速やかに通知するものとする。

（年金たる給付の請求方法）

第12条 年金たる給付の支給を受けようとする者は、年金支払請求書（別記様式第24号）を、令第10条の9第3項の規定により支払が行われるべき月の前月の末日までに本部長に提出するものとする。

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第13条 本部長は、令第10条の11の規定により、年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に書面により、その旨を速やかに通知するものとする。

- 2 前項に規定する書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額
- (2) 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち前号に規定する金額に充当した金額

（障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置）

第13条の2 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書（別記様式第24号の2）、障害給付年金前払一時金請求書（別記様式第24号の3）又は遺族給付年金前払一時金請求書（別記様式第24号の4）を本部長に提出するものとする。

- 2 障害給付年金差額一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者の死亡を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしていないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することのできる書類
- (4) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第3項第1号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することのできる書類
- (5) 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第2条第4項において準用する令

第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することができる書類

(6) 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第7条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書により、通知するものとする。

(障害給付年金等の支給停止終了の通知)

第13条の3 本部長は、令附則第3条第5項の規定による障害給付年金の支給の停止又は令附則第4条第4項において準用する令附則第3条第5項若しくは令附則第8条第3項の規定による遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書（別記様式第24号の5）により、速やかにその旨を通知するものとする。

(端数の整理)

第14条 令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(遺族給付年金の請求及び受領の代表者)

第15条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、そのうちの1人を、遺族給付年金の請求及び受領についての代表者として選任することができる。

2 遺族給付年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、その事実を証明することができる書類を速やかに本部長に提出するものとする。

(所在不明による支給停止の申請等)

第16条 令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書（別記様式第25号）を本部長に提出するものとする。

2 令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書（別記様式第26号）を本部長に提出するものとする。

3 本部長は、前2項に規定する申請書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、遺族給付年金の支給の停止又は支給の停止の解除に関する決定を行い、申請者に書面によりその旨を通知するものとする。

(療養等の現状に関する報告)

第17条 本部長は、療養給付を受け、かつ、療養の開始後1年6月を経過した日において負傷又は疾病が治っていない者から、同日後1月以内に、その療養又は障害の現状に関し、療養・障害現状報告書（別記様式第27号）を提出させるものとする。

2 本部長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず同項の報告を求めることができる。

(定期報告)

第18条 2年以上療養給付を受けている者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同月末日までの間にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族（令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の現状に関し、療養・障害現状報告書又は遺族の現状報告書（別記様式第28号）を本部長に提出するものとする。ただし、本部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

(届出)

第19条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、書面によりその旨を速やかに本部長に届け出るものとする。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 改印したとき。

(3) 傷病給付年金を受けている者にあっては、その者の障害の状態が警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成18年国家公安委員会規則第23号。次号において「法施行規則」という。）別表第1に掲げる障害の状態の程度に該当しなくなったとき。

- (4) 障害給付年金を受けていた者にあっては、その者の身体障害が法施行規則別表第2に掲げる障害の程度に該当しなくなったとき。
- (5) 遺族給付年金を受けていた者にあっては、次に掲げるとき。
  - イ 令第10条第4項第2号に該当するに至ったとき。
  - ロ 令第10条の2第1項（同項第1号及び第5号を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。
  - ハ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族（令附則第8条第1項の規定により遺族給付年金を受けることができることとされた遺族であって、当該遺族給付年金に係る協力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを含む。）の数に増減を生じたとき（その遺族に令第10条の2第1項第5号に該当するに至った者が生じたときを除く。）。

- 2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、書面によりその旨を速やかに本部長に届け出るものとする。
- 3 前2項に規定する届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

第19条の2 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、その事実を証明する資料を添えて、書面によりその旨を速やかに本部長に届け出るものとする。

（記録簿）

第20条 本部長は、災害給付記録簿（別記様式第29号）、傷病給付年金記録簿（別記様式第30号）、障害給付年金記録簿（別記様式第31号）及び遺族給付年金記録簿（別記様式第32号）を備え付け、必要な事項を記入するものとする。

（更正決定の請求及び審査の結果通知）

第21条 給付を受けるべき者は、本部長が行った協力援助したための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について不服のあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した給付更正決定請求書を本部長に提出して、その更正決定を請求することができる。

- (1) 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 災害発生の日時及び場所
- (3) 給付に関する通知の要旨及び年月日
- (4) 請求の要旨
- (5) 請求の年月日
- (6) 請求者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (7) 請求者が協力援助者以外の者であるときは、協力援助者との続柄又は関係

- 2 前項に規定する請求書には、書類、記録その他の決定に必要な資料を添付するものとする。
- 3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、これを審査し、請求に関する決定を行い、次の各号に掲げる事項を記載した書面により、請求者に通知するものとする。
  - (1) 決定
  - (2) 請求の要旨
  - (3) 決定の理由

（書類の保存）

第22条 給付に関する書類は、その完結の日から3年間保存しなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(身体障害者療護施設に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の際、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定により運営をすることとされた身体障害者療護施設については、同法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の規則第4条の2の規定にかかわらず、同条に規定する本部長が定める施設とみなす。

附 則（平成22年公安委員会規則第2号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日公安委員会規則第4号）

（施行期日）

第1条 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

※ 別記様式省略